

# 荒川区耐震化緊急促進アクションプログラム

## 1 目的

令和12年度までに、地震により想定される被害のさらなる低減を目指して、区内の建築物の耐震化を促進し、都市の防災性を向上させることにより、震災からの区民の生命および財産を守ることを目的とします。

## 2 位置付け

荒川区耐震改修促進計画（令和8年度から令和17年度まで）第4章の1に基づく「荒川区耐震化緊急促進アクションプログラム」とする。

## 3 対象区域及び対象建築物

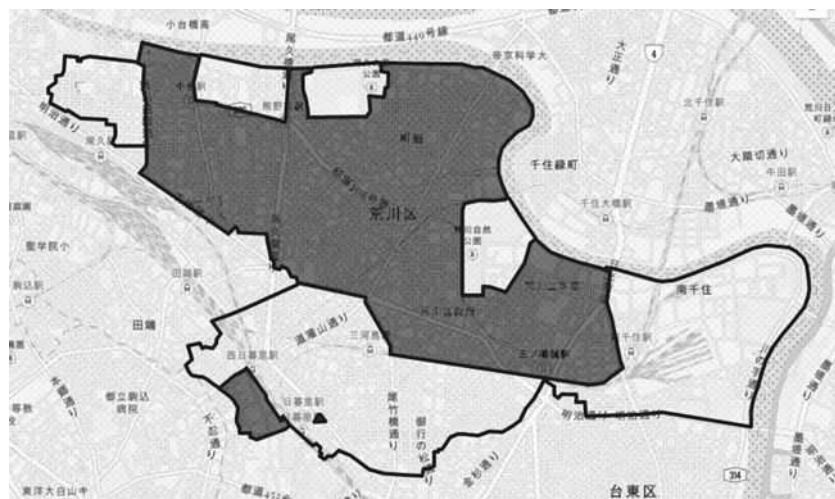
【対象区域】区内全域とする。

【対象建築物】対象とする建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された、住宅等（一戸建て、長屋、共同住宅（マンション等も含む）とする。）とする。

ただし、木造建築物においては、昭和56年6月1日以降平成12年5月31日までに建築された平屋建て又は2階建てで、在来軸組工法で建てられた住宅等（一戸建て、長屋、共同住宅）を含む。

## 4 特に耐震化を促進させる地域

東京都が策定する「防災都市づくり推進計画」において、地域危険度が高くかつ老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域として指定する「整備地域」（別図参照）を基本とする。



別図 整備地域

網掛け部分：整備地域

## 5 期間

令和8年度～12年度までの5年間

## 6 取組内容

### 【木造建物】

未耐震の建物所有者に向けた DM や戸別訪問等を通じた耐震化に関する情報提供。  
診断を実施した所有者に対する耐震化への指導・助言。  
区で登録している耐震診断士や改修事業者への研修開催及び事業協力の要請。  
防災イベント、区報、HP、荒川 CATV 等を通じた事業の周知。  
耐震診断士等の事業者及び建物所有者に向けて、安価で工期の短い耐震改修工法の普及。

### 【非木造建物】

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく、分譲マンションへの助言・支援に合わせて、耐震化等に関する情報提供。  
診断を実施した所有者に対する耐震化への指導・助言。  
事業者向け説明会開催の実施。  
防災イベント、区報、HP、荒川 CATV 等を通じた事業の周知。

## 7 令和7年度までの実績と耐震化率の目標

### 【実績：木造建物耐震化推進事業】

	内 容	件数
1	【耐震診断】区の耐震診断士が行う耐震診断に要した費用の全部又は一部を助成。	750 件
2	【補強設計】区の耐震診断士が行う耐震補強設計に要した費用の一部を助成。	48 件
3	【耐震改修等】耐震性を確保する改修、補強工事、建替え、除却に係る費用の一部を助成。	468 件

### 【実績：非木造建物耐震化推進事業】

	内 容	件数
1	【耐震診断】耐震診断士が行う耐震診断に要した費用の全部又は一部を助成。	45 件
2	【補強設計】耐震診断士が行う耐震補強設計に要した費用の一部を助成。	10 件
3	【耐震改修等】耐震性を確保する改修、補強工事、建替えに係る費用の一部を助成。	14 件

### 【目標】

令和12年度末までに住宅の耐震化率85%を目指す。(新耐震基準・棟数)

## 8 実績の公表

アクションプログラムに基づく戸別訪問、耐震診断及び耐震改修工事実績を年度ごとに区ホームページにより公表し、耐震化の進捗状況などを毎年度検証し、必要に応じて、本プログラムの見直しを行う。